

令和7年3月6日発表  
北九州西労働基準監督署  
副署長 若松 千詠  
第4方面主任監督官 黒田 龍介  
(代表電話)093 (622) 6550

報道関係者 各位

## 最低賃金法違反容疑で書類送検 ～ 2か月分の賃金不払～

北九州西労働基準監督署（署長 奥園 雅典）は、本日、株式会社オンザアースと同社代表取締役を、最低賃金法違反の容疑で、福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者11名に対し、令和6年8月分及び9月分の定期賃金（合計約110万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかったものです。

### 1 被疑者

(1) 株式会社オンザアース

所在地：福岡県遠賀郡遠賀町松の本

事業内容：婦人服、服飾雑貨販売業

(2) 代表取締役

### 2 違反条文

被疑者株式会社オンザアース、被疑者代表取締役ともに、

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

### 3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないこと

とが規定されていますが、被疑者代表取締役は、被疑者株式会社オンザアースの労働者11名に対し、令和6年8月分及び9月分（令和6年8月1日から同年9月10日まで）の定期賃金合計約110万円を、それぞれの所定支払日に、福岡県最低賃金（時間額941円）以上の金額で支払わなかったものです。

#### 4 その他

上記3の福岡県最低賃金額（時間額941円）は、賃金を支払っていない令和6年8月1日から同年9月10日までの期間当時の金額です。

令和6年10月5日から、福岡県最低賃金は時間額992円に改定されています。

#### 【参照条文】

#### 最低賃金法（抜粋）

##### （最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第二項～第四項 略）

##### （罰則）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

##### （両罰規定）

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。